

小中学校における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

令和4年1月18日
白山市教育委員会

新型コロナウイルス感染症について、感染の拡大が懸念されるところです。

感染防止については、1月11日付通知により、その徹底を図るよう求めてきたところですが、改めて、教職員一丸となって感染症対策にあたっていただきたいと思えます。

また、児童生徒に対しては、引き続きあらゆる機会を捉えて、感染症対策について指導を徹底するとともに、保護者に対しても、家庭での感染症対策を徹底いただくよう周知願います。

記

1 基本的な感染症対策について

- ・「①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い」をはじめとした「新しい生活様式」の徹底を図る
- ・体調不良の児童生徒については、登校せず自宅療養や医療機関を受診すること、登校後に体調不良を生じた児童生徒については、速やかに早退し、自宅療養や医療機関を受診することが基本であることを徹底する。
- ・児童生徒、教職員本人だけでなく、同居の家族に発熱等の症状がある場合も登校を控える。
- ・暖房中であっても、こまめに換気を行う。
- ・カラオケボックスなどの遊興施設など、混雑している場所や時間を避ける

2 連絡体制について

- ・新型コロナウイルス感染症に罹患しているかどうかを確認するためにPCR検査等を受けることになった場合は、速やかに学校に連絡するよう教職員、保護者に徹底する。
- ・陽性者判明後は、所定の様式により、保健所の施設調査に協力できるように必要事項を速やかに把握する（9/22付事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症患者発生時の保健所の施設調査への協力について」参照）
- ・臨時休業に備えて、児童生徒の健康チェック、課題等の指示、提供等について適切に対応できるよう Teams 等の活用について事前に確認しておく。

3 具体的な活動場面ごとの感染症対策について

(1) 感染リスクの高い学習活動について

- ・特に、以下に示す学習活動は感染症対策を徹底した上で、実施する
- 児童生徒が長時間、近距離で対面形式で行うグループワークやペアワーク、及び近距離で一斉に大きな声で話す活動
- 室内で近距離で行う合唱、管楽器演奏
- 児童生徒同士が近距離で活動する、実験・観察、共同製作・鑑賞、調理実習
- 児童生徒が密集したり接触したりする運動

(2) 飲食を伴う場面について

- ・学校内外を問わず、食事中は、向かい合って着席しないようにし、会話を控える
- ・学校のランチルーム等においては、座席の間隔をあけ、向かい合って着席しないように座席を配置する

(3) 部活動について

- ・まん延防止等重点措置実施区域との往來を伴う練習試合、合宿、発表会等は当面禁止する。その他の地域との往來を伴う部活動を実施するにあたっては、細心の注意を払う。
- ・人との接触を避ける観点から、部活動及び大会終了後は速やかに帰宅する
- ・部室、更衣室等の共用エリアを使用する場合は、短時間の利用とし、時間差利用、身体的距離の確保に努め、会話を控える
- ・大会等に参加する場合は、11月10日付事務連絡の別紙で示した事項について改めて確認する

(4) その他校内における感染対策について

- ・日常的に行われている他学年との交流活動・場面(例えば、縦割り清掃・クラブ活動
- ・児童会生徒会活動等)については、感染対策を行った上で、実施を可能とする。

4 ワクチン接種への正しい理解の促進等について

- ・9/10付「新型コロナウイルス感染症に係る偏見や差別の防止等の徹底について」の資料等を活用し、ワクチンの接種を受けていない人に対して差別的扱いをすることのないよう児童生徒に指導し、保護者に対しても理解を求める。
- ・新型コロナワクチン接種及び接種後の体調不良により学校を欠席する場合は、新型コロナウイルス感染症に感染した場合と同様に欠席扱いにはならない。

5 抗原簡易キットについて

- ・既に各学校に配付してある抗原簡易キットについては、8月25日付保健体育課事務連絡(別添2)の内容に基づき、その使用に係る校内の体制整備を確認する
- ・体調不良の児童生徒については、登校せず自宅療養や医療機関を受診すること、登校後に体調不良を生じた児童生徒については、速やかに早退し、自宅療養や医療機関を受診することが基本であることを徹底する

6 最近の様子

【陽性が判明し学校に連絡が入る時間】

- ①午前中 ②午後(夕方近く)

【接触者(校内)のPCR検査の実施日】

- ・翌日 ・翌々日(②の場合)

【PCR検査対象者の範囲】

- ・発症2日前にさかのぼり、当該児童生徒の行動確認をし、対象者を決定(同じクラスの児童生徒全員や関係教職員、放課後一緒に過ごした児童生徒等)

【PCR検査場所】

- ・学校内(教員が児童生徒への説明、唾液採取をし、検体を保健所に渡す)

【臨時休校の決定】

- ・保健所からの接触者等の連絡が遅い場合でも、検査対象者の調査が終わっていない時点で、市教委と学校で相談し、翌日(又は翌々日まで)を臨時休業としている。しかし、今後は状況に応じて、学年閉鎖・学級閉鎖にする場合がある。

【休業中の学習支援】

- ・GIGA端末を持ち帰らせ、朝の会や30分程度のオンライン学習、eライブラリの活用